

【今後5年間の具体的取組（案）】

【政策1 これからの時代を生き抜く力を育む教育の推進】

●施策1-1 ●「確かな学力」の育成

〈施策の目的〉

すべての子ども一人一人の興味・関心や適性を踏まえ、創意工夫した教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる。それらを基盤とした思考力・判断力・表現力を育むとともに、探究的な学びの過程を重視し、主体的に学びに向かう力を育成する。

〈指標〉

事業	連番	指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果 (全国との比較) [小学6年生]	国語	-3.2	全国平均以上
			算数	-1.5	全国平均以上
①	B	「全国学力・学習状況調査」における学力調査結果 (全国との比較) [中学3年生]	国語	-1.8	全国平均以上
			数学	0.0	全国平均以上
①	C	学校の勉強はわかると答える児童生徒の割合(%)	小学生	90.8	90.0
			中学生	79.3	80.0
①	D	授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から 取り組んだと答える児童生徒の割合(%)	小学生	81.4	82.0
			中学生	77.5	80.0
①	E	授業で、自分で調べたことを整理したりまとめたりし ていと答える児童生徒の割合(%)	小学生	81.5	82.0
			中学生	70.9	72.0
②	F	授業や担当業務において、学校内外の人的・物的資源を計画的 に活用していると答える教職員の割合(%)		77.1	80.0
②	G	5年生までに受けた授業で、PC・タブレット等のICT 機器を、よく使用していると答える児童生徒の割合 (%)	小6	61.6	75.0
②	H	1,2年生のときに受けた授業で、PC・タブレット等の ICT機器を、よく使用していると答える児童生徒の 割合(%)	中3	46.1	60.0
②	I	授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間になっ ていたと答える児童生徒の割合(%)	小学生	82.9	85.0
			中学生	67.7	70.0
②	J	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考 えを深めたり、広げたりすることができたと答える児 童生徒の割合(%)	小学生	83.9	86.0
			中学生	85.5	86.0
②	K	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレット等の ICT機器を、授業でほぼ毎日活用したと答える学校 の割合(%)	小学生	78.3	80.0
			中学生	58.3	65.0
④	L	直接体験を重視した教育を行い、幼児の好奇心・探究心が育っ たと答える幼稚園の割合(%)		62.5	70.0

事業	連番	指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
⑤	M	授業では、各教科で学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていたと答える児童生徒の割合(%)	小学生	72.1	75.0
			中学生	56.2	60.0
⑤	N	総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると答えた児童生徒の割合(%)	小学生	76.0	80.0
			中学生	54.9	60.0
⑤	O	各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けたと答えた学校の割合(%)	小学生	89.8	90.0
			中学生	72.2	75.0
⑤	P	総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしていると答えた学校の割合(%)	小学生	94.2	95.0
			中学生	80.6	85.0
⑥	Q	学習の中で、分からないことがあった時に、ICT機器を活用してすぐ調べることができるという児童生徒の割合(%)	小学生	—	90.0
			中学生	—	90.0

1-1-① 新しい時代に求められる資質・能力の育成

- 「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」を通して、新しい時代に求められる資質・能力を育成する。
- 各教科等の特質を生かしながら、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりするといった「学習の過程」を重視した授業づくりに取り組む。
- ICT端末を「文房具」として自由な発想で活用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。

1-1-② 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成を着実に進めるために、ICTを最大限活用しながら、すべての子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図る。
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のために、学校園内外の人的・物的資源を効果的に活用し、教育活動を横断的・組織的・計画的に行い、カリキュラム・マネジメントを推進する。

1-1-③ 市立高校の豊かな学びの推進

- 令和8年4月に市立高等学校3校を発展的に統合する新設校1校を設置し、生徒一人一人の興味関心に沿った市立高等学校ならではの豊かな学びを実現する。
- 各校に設置する特色ある専門学科やコースを中心にそれぞれの特色を生かした教育課程を編成し、探究活動を取り入れた教育内容を改善し、生徒が主体的に学ぶことのできる教育の充実を図る。

1-1-④ 市立幼稚園における教育の充実

- 「姫路市子ども・子育て支援事業計画」や「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」に基づき、就学前教育・保育施設全体で提供体制を確保していく中で、保護者ニーズ等も踏まえながら、直接体験を通して好奇心や探究心を育むことを重視する教育の充実を図る。

1-1-⑤ 探究的な学びの推進

- 総合的な学習の時間を中心に、子どもが知的好奇心を原動力とし、探究のプロセス（課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現）を経ながら、自らの考えや課題を更新していく探究的な学びを推進する。

1-1-⑥ 情報活用能力の育成

- 学習活動において、児童生徒が必要に応じて1人1台端末を適切に用いることができるよう授業の改善を図る。
- 日常生活において、児童生徒が1人1台端末を積極的に活用することで、体験的に学ぶ情報モラル教育を充実させる。

●施策 1-2 ● 「豊かな心」の育成

〈施策の目的〉

教育活動全体を通じて子どもたちの豊かな情操や道徳性を養うとともに、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、より良い人間関係を築く力、自然を大切にする態度等を養う。また、いじめを生まない土壌づくりとなる、自他の人権を守ろうとする意識や他者を思いやる心等を育成する。

〈指標〉

事業	連番	指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	自分にはよいところがあると思うと答える児童生徒の割合(%)	小学生	77.7	81.0
			中学生	76.3	80.0
②	B	人が困っているときは、進んで助けたいと答える児童生徒の割合(%)	小学生	91.7	93.0
			中学生	88.8	91.0
③	C	学校や地域でいろいろな人とかかわりをもつことは、大切なことだと思うと答える児童生徒の割合(%)	小中学生	94.5	95.0
④	D	学校に学校司書が配置されることで、教育効果が高まっていると思うと答える教職員の割合(%)	小学生	98.3	95.0
			中学生	85.3	90.0

1-2-① 道徳教育の推進

- 希望と勇気を持ってやりぬく心、他者を思いやり温かく接する心、生命と人権を尊重する心、平和を希求する心、正義感や公正さを重んじる心など、生きる力の重要な要素である豊かな人間性を育む。
- 「特別の教科 道徳」を要としつつ、あらゆる教育活動を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、道徳科教科書や地域教材等の教材研究、授業づくりに対して、訪問指導等で支援を行う。

1-2-② 人権教育の推進

- 自他の人権を守ろうとする意識、態度及び実践的な行動力を育てる。
- 全教育活動を通して確かな人権意識を培い、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決への実践力を育てる。
- 教職員の人権意識の高揚や子どもの自立と共生の力を育むために人権教育研修会等を継続的に実施し、人権教育の更なる充実に向けた支援を行う。
- インターネットによる人権侵害や性的指向・性自認等の人権課題について、解決に向けた適切な教育と啓発を行う。
- いじめの未然防止やいじめを許さない心の育成、より良い集団作りを目的に、ワークショップや講演による学習会を実施したり、相談手紙付いじめ防止リーフレットを作成・配付したりする。

1-2-③ 体験教育の推進

- 集団宿泊活動や自然体験活動などを推進し、人間的な触れ合いや自然との関わりを深めながら豊かな感性を育む。
- 人間としての在り方や生き方を考え、自主性・社会性を養うために、家庭や地域と連携、協働し、地域の様々な活動を中心として、福祉体験、ボランティア体験、職場体験等、人や社会と関わりを深める活動を実施する。
- 体験と言葉を結び付けた保育や教育を推進し、子どもの学習理解の深化を図る。
- 市内外の施設や企業を活用し、教科等と関連付けた様々な体験活動を実施する。
- 里山、田畑、水辺、地域の自然などでの体験活動を通して、季節に応じて樹木やその周辺の生き物、草むらや池の生き物の様子が変わっていくことを観察するなど四季の変化を肌で感じることで、自然に対する豊かな感性や生命を尊ぶ心を育てる。
- 環境、資源、エネルギー問題、廃棄物やリサイクル等の環境問題や環境保全について果たすべき責任と役割を理解させ、持続可能な社会の構築に向けて、主体的に行動できる実践力を育む。

1-2-④ 読書活動の充実

- 一斉読書や読み聞かせ等多様な読書活動を通じて、本に親しむ機会を確保し、読書習慣の定着を図る。
- 図書の継続的整備や学校司書の活用により、学校図書館における「学習センター」及び「情報センター」としての機能強化を図る。
- 子どもを取り巻く読書環境を整えたり調べ学習を支援したりするため、ICTを活用しながら、学校と市立図書館等の社会教育施設との連携を推進する。

1-2-⑤ 文化芸術活動の充実

- 地域に残る伝統的な行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。
- 芸術に触れる機会や文化的な体験活動を充実させることにより、豊かな感性や情操を培い、生涯にわたって芸術を愛好する態度や心情を育てる。
- 児童生徒等の自主的・自発的な活動を通して、個性・能力の伸長を図りながら、地域の一員としての自覚を高め、ふるさと意識を醸成する。

●施策 1-3 ● 「健やかな体」の育成

〈施策の目的〉

安全を確保しながら、体育やスポーツに親しみ、継続的に運動ができる資質・能力の育成を図る。また生涯を通して健康で安全な生活を送るための基礎を培い、個人に応じた心身の調和的発達を図るとともに、望ましい食習慣を形成し、食に関する自己管理能力を育成する。

〈指標〉

事業	連番	指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	運動やスポーツをすることは好きと答える児童生徒の割合(%)	小学生	85.2	90.0
			中学生	81.8	85.0
①	B	新体力テストにおける体力合計点（全国との比較） 〔小学校5年生〕	男子	-2.7	全国平均以上
			女子	-3.6	全国平均以上
①	C	新体力テストにおける体力合計点（全国との比較） 〔中学校2年生〕	男子	-2.7	全国平均以上
			女子	-3.0	全国平均以上
②	D	健康教育を意識した指導に取り組んだと答える教職員の割合(%)		82.0	85.0
②	E	健康（睡眠・食事・運動）に気をつけて生活していると答える児童生徒の割合(%)		80.9	85.0

1-3-① 学校体育の充実

- 安全を確保しながら運動の特性や魅力に触れさせ、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わわせる。
- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成を図る。
- 魅力ある体育科・保健体育科の授業実践に向けた研究授業や実技研修等を推進し、各種の運動を適切に行うことによって体力の向上を図る。

1-3-② 保健教育の充実

- 子どもたちが抱える心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通して主体的に健康で安全な生活を送るための基礎を培う。
- 教科のみならず教育活動全体において組織的に健康教育を推進する。
- 家庭や地域の連携を進め、日常生活においても健康教育の充実を図る。

1-3-③ 安全教育の充実

- 自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を育成する。
- 自他の生命尊重の理念を基盤として、生涯にわたって健康・安全で幸福な生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質・能力を育てる。
- 実効性のある訓練実施を推進し、自他の命を守る能力や共生の心を育む。

1-3-④ 食育の推進・学校給食の充実

- 各学校において食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、学校全体で食育を組織的・計画的に推進する。
- 児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう給食の時間を中心に、特別活動・各教科など学校教育活動全体を通して食育を推進する。
- 学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、郷土料理や行事食に和食の米飯給食や地元産食材を使用した献立など、学校給食の充実を図る。

●施策Ⅰ－４●グローバル化に対応する教育の推進

〈施策の目的〉

我が国の伝統や文化を深く理解するとともに自分が生まれ、育ち、暮らしている地域をふるさととして愛着や誇りを持つ。また問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、異なる文化の違いを理解し尊重しながら、多角的な視野をもって、多様な立場の者と協働的に議論し、納得解を生み出す力等を身に付け、グローバルな視野で活躍・行動するための資質・能力を育成する。

〈指標〉

事業	連番	指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うと答える児童生徒の割合(%)	小6	80.9	85.0
			中3	68.1	70.0
③	B	授業等で繰り返し使用した表現を用いて、自分の考えなどを英語で発表したり、他者と英語で会話をしたことがあると答える児童生徒の割合(%)	小5～中3	-	80.0
④	C	A L T (外国語指導助手)と英語や外国の文化を勉強するのは楽しいと答える児童生徒の割合(%)	小中学生	79.6	84.5

Ⅰ－４－① 郷土教育の推進

- 社会科や総合的な学習の時間等で活用できる地域学習資料（デジタル版）の整備及び活用事例の共有や、中学校区ごとに作成した独自の道徳地域資料の活用を進める。
- 地域の自然、著名な人物や歴史、姫路城をはじめとする有形無形の伝統文化など、郷土を題材とした学習を進めることを通して、ふるさと姫路を愛し、主体的に地域社会に関わり、地域の発展に貢献する児童生徒の育成を図る。

Ⅰ－４－② 姉妹都市との交流

- 姫路市と鳥取市の中学生がオンラインでの交流を行い、お互いの市についての理解を深めたり、親睦を図ったりし、交流の輪を広げることで、姉妹都市の絆を深める。

Ⅰ－４－③ 外国語教育の充実

- 英語によるコミュニケーション能力を養うために、外国語指導助手（A L T）など外部人材との連携促進や教員の英語指導力向上のための研修等の開催により、指導の充実を図る。
- I C T機器やデジタルコンテンツ等の有効活用により、英語を使う機会を拡充させ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や実践的な英語運用能力を育成する。

Ⅰ－４－④ 国際理解教育の推進

- 日本文化に対する深い理解とともに、世界の多様な実態にも目を向け、異文化への好奇心や多様性への理解を深めることでグローバル人材の育成を図る。外国語指導助手（A L T）などと交流を図り、海外での生活に理解を深める。
- 海外姉妹都市との交換交流の機会などを通して、豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化理解の精神など国際的視野に立って主体的に行動することができる資質・能力を身に付け、多様な文化を持った人々と共に生きる態度を育成する。

●施策Ⅰ－５●校種を越えた連携の推進

〈施策の目的〉

就学前から高等学校までの子どもの育ちと学びのつながりを大切にするために、就学前の子どものスムーズな小学校への接続、各中学校ブロックにおける「小中一貫教育の充実」を中心に、各校種間の積極的な連携を推進し、個々の子どもについての適時性・連続性を考慮した教育の充実を図る。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	スタートカリキュラムを活用している小学校の割合(%)	—	R7値 +0.2
②	B	「ブランドカリキュラムを確認し、目指す子供像を意識した授業を行っている。」と答える教職員の割合(%)	—	80.0
③	C	学年や校種の枠を越えて、連携を図ろうとしていると答える教職員の割合(%)	86.9	89.0
③	D	将来の夢や目標を持っていると答える生徒の割合(%)	66.9	74.5

Ⅰ－５－① 保幼小連携の推進

- 合同研修や行事の相互参観、各小学校区での連絡会等を実施し、就学前の子どもたちの「育ち」と「学び」をつなげる。
- 「アプローチカリキュラム」及び「スタートカリキュラム」の活用を促進し、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

Ⅰ－５－② 小中一貫教育の充実

- 義務教育学校の成果を発信し、共有する。
- 各中学校ブロックで作成した特色ある教育課程「ブランドカリキュラム」を活用した計画的、組織的、継続的な取組を推進し、小中一貫教育の充実を図る。

Ⅰ－５－③ 校種を越えたキャリア教育の推進

- 義務教育を中心とした、前後の校種との積極的な連携を支援する体制を構築する。
- 保幼小連絡会の実施、小高連携事業の充実、オープンハイスクール等を実施し、異校種間の理念の共有・連携の推進を図る。
- キャリアノートやキャリア・パスポートを活用しながら、子供が将来の目標を持ち、主体的に進路を決定できる能力や態度の育成を図る。

Ⅰ－５－④ (再掲) 探究的な学びの推進

- 総合的な学習の時間を中心に、子どもが知的好奇心を原動力とし、探究のプロセス(課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現)を経ながら、自らの考えや課題を更新していく探究的な学びを推進する。

【政策2 社会の変化や個に合わせた教育環境の充実】

●施策2-1 ●子どもたちが通いたくなる学校園づくり

〈施策の目的〉

教職員として必要な使命感や責任感、職能に応じた専門的知識・実践的指導力等に加え、キャリアステージに応じて求められる資質・能力を育成するとともに、教職員にとって働きがいのある学校園づくりを進める。すべての子どもが、自ら個性の伸長を図り、社会的資質や行動力を高め、集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、子どもと向き合う時間を充実させる。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度実績値	令和11年度目標値	
②	A	資質・能力の向上に対する研修企画の有効度 ※研修受講者による4段階評価の平均値	3.7	3.8	
⑤	B	時間外在校等時間が4.5時間以上の教職員の割合(%)	21.5	0.0	
⑥	C	「学校に相談できる先生がいる」と答える児童生徒の割合(%)	小学生	-	70.0
			中学生	-	60.0
⑦	D	いじめはどんな理由があってもいけないことだと答える児童生徒の割合(%) [小学校6年生・中学校3年生]	96.3	100.0	

2-1-① 校園内研修の支援

○学識経験者をはじめ、理論的・実践的に優れた外部指導者や高い教育技術を持つ教職員を学校園に派遣し、主体的・自律的に校園内研修を推進できるよう支援を行い、学校園内の実態に応じた研修を促進する。

2-1-② 校園外研修の充実

- 子どもの人格形成に深く関わる教職員としての自覚を深め、高度な専門職としての資質能力を一層高められるよう支援する。
- 自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力を、生涯にわたって高めていく力を養う。
- 多様な専門性や背景を有する人材と効果的に連携・分担して職務を遂行し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力を培う。

2-1-③ 教育課題に対する調査・研究

- 学校園から推薦を受けた市内教職員を教育研究員として委嘱し、今日的な教育課題の解決に向けた継続的で実証的な研究を推進する。
- 研究成果を様々な機会を通して広く学校園に発信し、教育実践の一層の充実を図る。
- 多文化共生教育の充実のため、教員の指導力向上のための研修会等を実施する。

2-1-④ 効果的・効率的な情報発信

- 教育書籍や全国の教育機関発行の研究紀要等に加え、学習指導案や授業動画、板書記録などの実践事例を収集し、教職員が効果的に活用できるようにする。
- 姫路の教育に関する情報を効果的・効率的に発信する。

2-1-⑤ 働きがいのある学校園づくりの推進

- 教職員が児童生徒等とじっくり向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図るため、会議・学校行事等の縮減・精選や、ICT活用による校務・業務の効率化及びデータの共有化を推進する。
- 学校における働き方改革を進めるため、外部人材の活用や学校園及び教職員が担う業務の明確化・適正化を図る。
- 教職員のメンタルヘルス対策や勤務時間の適正化、教職員相互の協力・協働による働きやすい職場環境づくりを進め、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにする。

2-1-⑥ 心の通い合う生徒指導の推進

- 児童生徒等の理解の深化に努め、発達段階に応じた適切な指導を行うことにより、自主性や自律性、主体性を培う。
- 現在及び将来における自己実現を図っていく自己指導能力の伸長を目指し、各学校における教育活動を推進する。
- 児童生徒が自発的・主体的に成長や発達する過程を支える発達支持的生徒指導を推進する。

2-1-⑦ いじめへの対応

- いじめ防止対策推進法により、国、県、市のいじめ防止基本方針を踏まえて策定した各学校の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見・対応に努め、いじめの問題の克服に向けて取り組む。
- 学校サポート・スクラムチーム内に「いじめ問題等支援チーム」を編成し、いじめ問題に対する対応の強化を図る。

2-1-⑧ 学校サポート・スクラムチームの活用

- 複雑な生徒指導上の諸課題やいじめ問題、保護者からの一方的な批判や過度な要求に対して適切に対応する。
- 早期の解決を図るため、弁護士、医師、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、子育て支援室、警察等の関係者からなる「学校サポート・スクラムチーム」を編成し、中立的・専門的な助言を得て、組織的に学校を支援する。
- いじめ防止対策推進法の「いじめ問題対策連絡協議会」の機能を持つものとして位置付け、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携強化を図り、個別の事案について対応する。

2-1-⑨ 教育相談事業の充実

- 不登校、問題行動など多様化、複雑化する子どもの教育や育ちに関する悩みに一元的に対応する教育相談窓口を設置し、専門的知識を有するスタッフによる相談を実施する。
- 適応教室等により、子どもの成長、実態に応じた適切な指導と必要な支援を行う。
- 不登校傾向の児童生徒に対する心の居場所としてのメンタルスクエアの設置を進め、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者などの心の相談にあたる。
- 「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的なアプローチで幼児児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援を行う。

○学校園からの要望に基づき、不登校傾向や特別な支援を要する幼児児童生徒のために学生ボランティアを派遣し、幼児児童生徒等の持つ課題に寄り添い、個別の支援を行うことにより、学校園生活への適応及び社会性の伸長を図る。

●施策2-2●誰一人取り残されない教育の推進

〈施策の目的〉

多様性を認め合い、包摂性のある共生社会の実現に向け、子どもたちの発達や教育ニーズを踏まえつつ、一人一人の可能性を最大限に伸ばすために、個々が抱える困難や課題に向き合い、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発達の支援を充実させることにより、自立と社会参加を促し、集団や社会の中での自己実現が図ることができるようにする。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値	
②	A	不登校児童生徒支援員の配置が、不登校児童生徒への支援の充実につながっていると答える学校管理職の割合(%)	—	90.0	
③	B	外国人児童生徒に対する支援員の派遣により、日本語指導を必要としている児童生徒に対して教育効果が高まっていると答える学校の割合(%)	97.4	100.0	
⑤	C	特別支援推進事業、教育支援（連携支援・地域支援）によって、児童生徒の不安・不適応が軽減されるなどの効果があったと答える教職員の割合(%)	小学校	96.2	90.0
			中学校	87.5	87.5
⑤	D	特別支援学校や特別支援学級の児童生徒との交流や共同学習、居住地校交流を通じて、障害のある児童生徒の理解がよく深まったと答える教職員の割合(%)	小学校	85.4	87.5
			中学校	76.0	77.5

2-2-① 夜間中学の充実

- 多様なニーズを持つ生徒にいていねいな支援ができるよう環境整備を行う。
- 姫路市外からの入学対象者にも情報が届くように広報に努める。

2-2-② 不登校への対応

- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーと「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
- 不登校児童生徒支援員を配置し、校内サポートルームにおける学習支援と生活支援を行う。
- 不登校対策連絡協議会を開催し、不登校児童生徒への支援の在り方や取組等に関する協議・検討を行うなど、不登校対策に総合的に取り組むことで支援の一層の充実を図る。

2-2-③ 外国人児童生徒等への支援

- バイリンガル支援員（スタディサポーター・通訳）、教員免許を有する日本語指導支援員等の配置・派遣による受入れ体制の整備を行い、外国人児童生徒等の分散化・多言語化に対応した日本語指導の充実及び学校と外国人保護者との連絡調整等を行う。
- 多文化共生教育の充実のため、教員の指導力向上のための研修会等を実施する。

2-2-④ 就学前相談・就学指導の充実

- 早期からの教育相談に努め、保護者から申請があった幼児について、個々の教育的ニーズに応じた適正な支援を行うため、連携支援ファイルを作成し、個別の指導計画に基づく一貫した教育支援ができるようにする。
- 個別の支援が必要と考えられる幼児については、特別支援推進事業により就学前教育の充実を図る。

2-2-⑤ 特別支援教育の充実

- 発達障害をはじめとする特別な支援を要する児童生徒等の能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行う。
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図ることを目的に、合理的配慮と基礎的環境整備について検討を進める。
- 市立学校園に通う医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応する基礎的環境整備を進める。
- 交流及び共同学習や居住地校交流を計画的・組織的に継続して行うことで、障害のある児童生徒の理解を深める。
- 安心して学べる環境を確保するため、特別支援推進事業を実施し、必要に応じて特別支援教育支援員を配置する。
- 専門的な知識や対応が求められるケースの場合は、専門家の派遣や関係機関との連携、通級による指導教室の活用等も含めた個に応じた指導の充実を図る。
- 個別の教育支援計画や指導計画に基づき、子どもの教育的ニーズに応じた指導支援を行うために、障害の種別に応じた学級の設置を進め、自立と社会参加に向けた教育を行う。
- 特別な配慮の必要な子どもに対し、特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援教育支援員の人的配置等を含め、適切な支援の充実に努める。

2-2-⑥ 書写養護学校の充実

- 安心して安全な学校生活を送ることができるよう、医療的ケアシステムの構築を図る。
- 卒業後の生活や学びに生かせるよう、個に応じた教育課程の編成や実施を行い、社会的自立につながる教育の充実を図る。
- 副籍を活用した、交流及び共同学習の更なる充実を図る。

●施策2-3●教育DXの推進

〈施策の目的〉

新しい時代を創造していく力と意欲を育むために、一人一台端末活用の日常化を図る。また教職員一人一人のICT活用指導力を向上させ、学習の基盤となる資質・能力の一つである「情報活用能力」や「情報モラル」を着実に育成する。働きがいのある学校園づくりを進めるために、校務のデジタル化を図り、教育活動全体を通じて情報化を推進、充実させる。

〈指標〉

事業	連番	指標項目		令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	校務DXの推進により、業務の効率化が進んだと感じる教職員の割合(%)	小学校	-	R7値 +2.5
			中学校	-	R7値 +2.5

2-3-① 教育DXの推進

- 国の示す教育DXの方向性に合わせたICT機器及びネットワークシステムの計画的整備・更新を図る。
- 一人一台端末のさらなる活用を図る。
- 校務DXを推進することで、教職員の業務の効率化を図る。

2-3-② 情報活用能力の育成（再掲）

- 学習活動において、児童生徒が必要に応じて一人一台端末を適切に用いることができるよう授業の改善を図る。
- 日常生活において、児童生徒が一人一台端末を積極的に活用することで、体験的に学ぶ情報モラル教育を充実させる。

●施策2-4●安全で安心して学べる修学環境の整備・充実

〈施策の目的〉

すべての子どもが安全で安心して、集団や社会の中で自己実現を図ることができるよう、学校の安全対策を進め、質の高い修学環境の整備を図る。また、経済的理由で就学が困難な児童生徒等の保護者に対して、就学のための援助等を行い、すべての子どもの「学び」が、家庭の経済的事情に左右されることのないよう支援する。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	児童生徒が、安全な学校生活を送ることができていると答える教職員の割合(%)	89.1	100.0

2-4-① 安全対策の推進

- 安全点検等により、様々な学校災害に対して児童生徒等の安全を確保する。
- 減災の視点に立った学校園の危機管理能力の向上を図る。
- 学校内における子どもの安全確保を図るために、地域住民、PTAの協力を得ながらスクールヘルパー制度をはじめとした安全対策により学校内への不審者侵入抑止対策を進める。

2-4-② 就学のための援助・奨励

- 経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒等の保護者に対して、就学に係る費用の一部を援助する。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて助成する。

2-4-③ 離島校高校生への修学支援

- 離島に居住し、島外の高等学校などに通う生徒の同居の保護者で、生徒の通学に要する経費を負担する者に対し、定期航路の通学定期乗船券購入費の一部を補助する。

●施策2-5●持続可能な教育環境の整備

〈施策の目的〉

教育上望ましい集団活動ができる環境を確保するため、学校園の規模や配置の適正化を図るとともに、教職員の負担軽減につながる民間施設利用を推進するなど、学校教育環境の充実を図ることにより、子どもたちの豊かな学びを実現する。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
④	A	プールの共用・市及び民間施設の利用校数(校)	0	11
⑤	B	市立小・中・高等学校等の体育館への空調設置率(%)	0.0	100.0

2-5-① 学校規模・配置の適正化

○「姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、児童生徒の育ちにとってより良い教育環境を作るよう、学校規模及び配置の適正化を図る。

2-5-② 市立幼稚園の在り方の検討

○「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針」に基づき、姫路市全体としての教育・保育ニーズを踏まえ、市立幼稚園における教育の充実のための方策を検討する。

2-5-③ 市立3高校の再編

○「姫路市立高等学校在り方方針」に基づき、現在の姫路高等学校、琴丘高等学校、飾磨高等学校の統合新設校の開校にかかる準備等を進める。

2-5-④ プールの共用・市及び民間施設利用の推進

○各校の学校プールの老朽化が進む中、1校1プール体制を見直し、市や民間施設のプール活用や学校プールの共用化の方策を進める。

2-5-⑤ 園舎・校舎等の改修の推進

○長寿命化改修を推進し、適正配置等を踏まえ、施設の余剰部分の減築や機能の統廃合を検討する。
○体育館や特別教室への空調設置を進める。

●施策2-6●家庭や地域と手を携え共に育む教育の推進

〈施策の目的〉

学校・家庭・地域が目標を共有して手を携え、複雑化、多様化する学校の課題を解消し、子どもの成長を支援する。また、地域人材や専門機関などと連携した取組を進め、社会全体で子どもを育てる体制を構築するとともに、地域社会、家庭、学校、職場を通じ、すべての年齢層に人権教育を行い、市民一人一人の人権意識の高揚を図る。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
③	A	校区人権教育学習会に参加してよかったと答える参加者の割合(%)	79.8	80.0
⑦	B	予防啓発活動(薬物乱用防止教室・ネットトラブル対策講座)参加者数(人)	7,188	7,000
⑨	C	子育て学習への保護者参加者数(人)	3,260	2,820

2-6-① 地域住民による学校運営参画の推進

- 学校評議員制度や学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民等が、教職員と定期的に協議し、学校教育活動への支援を強め、地域とともにある学校づくりに主体的に参画する体制を構築する。
- 学校園の教育目標や地域と連携した教育活動などについて、学校・家庭・地域の三者での協議・協働を進めることにより、地域に根差した特色ある学校づくりを推進する。
- 児童生徒がより良い教育活動を受けられることができるよう、保護者や地域住民に対して適切に説明責任を果たし、共通理解に基づいた連携・協力を進める。

2-6-② 部活動の地域移行

- 令和7年度は、姫路市中学生スポーツ・文化芸術活動推進計画に基づき、改革推進期間として休日の部活動移行を推進する。
- 令和8年度夏以降は、市内中学校における休日の部活動を地域クラブ活動に移行する。

2-6-③ 校区人権教育・啓発の充実

- 「同和対策審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」や人権に関する法規等の趣旨を踏まえ、同和問題を重要な柱に人権尊重の意識の高揚を図る。
- 人権という普遍的文化の創造を目指し、市内69小学校区(義務教育学校前期課程校区を含む)を単位として、校区の実情に応じた人権教育・啓発、交流活動の充実を図る。

2-6-④ 人権啓発の支援

- 人権文化をすすめる市民運動推進月間や人権週間などの機会を利用し、啓発ビデオ(DVD)を貸し出したり、各学校園及び市内公共施設等に人権ポスターを配付、掲示したりして人権意識の高揚を図る。

2-6-⑤ 地域に学ぶ交流活動の支援

- 自分が住んでいる地域に「愛着」と「誇り」を持ち、一人一人の人権が尊重され、人と人が心豊かにつながる地域づくりのために、人権学習リーダーを活用し、参加体験型の学習活動や地域活動等を実施する。
- 様々な人権問題について学習するための講座を開設し、日常的な人権課題の解決に向けての意欲と態度を育成する。

2-6-⑥ 教育・研修団体への支援

- 様々な人権問題の解決を目的に、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、自治会及び社会教育諸団体（PTA、子ども会等をいう）並びに当該目的に賛同する企業及び各種団体をもって組織する全市的な活動をしている団体と連携し、支援する。

2-6-⑦ 非行防止活動の推進

- 青少年の非行や問題行動の未然防止に向けて、補導活動の実施、ネットトラブル対策講座、薬物乱用防止教室の開催、環境浄化活動等に取り組む。
- 関係機関と連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成を進める。

2-6-⑧ 地域愛護育成会・健育委員会活動の充実

- 地域愛護育成会・健育委員会活動を実施するとともに、少年の主張弁論大会の開催を通して青少年の健全育成を図る。

2-6-⑨ 家庭教育の支援・充実

- 子どもの発達段階別に、子育て教室を実施し、子育てやしつけについての学習や保護者同士の情報交換・交流の機会を提供する。
- 「父親教室親子ふれあい活動事業」を実施することにより、父親の積極的な子育て参加を目指す。
- 学校園の参観日やオープンスクール、保護者会などの多くの保護者が集まる機会を活用して学校園における家庭教育講演会を行う。
- 全市的な講演会を開催することにより、子育て教室等を実施していない学校園の保護者に対しても、家庭教育に関する意識向上を図る機会を提供する。

【政策3 生涯にわたる豊かな学びの推進】

●施策3-1 ●「学びたい」に応える生涯学習の推進

〈施策の目的〉

市民の学びたい想いに応える生涯学習の実現に向け、ライフステージに応じた多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習関連施設の充実や、心豊かでたくましい青少年の育成を目指す。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
①	A	姫路科学館の入館者数（人）	196,288	215,000
③	B	0歳から18歳までの人口における図書館利用登録率（%）	18.8	24.1
⑥	C	青少年センター利用者数（人）	25,543	25,000
⑦	D	野外活動施設利用者総数（人）	12,832	12,000

3-1-① 施設の社会教育特性を生かした活動の充実

- 社会教育委員会議を通じて、社会教育施設の運営及び事業内容について意見を聴取し、施設の充実への一助とする。
- 姫路ゆかりの研究者等の業績や地域の自然などの科学資源の調査研究を行う。
- 収集した資料を未来に継承し、展示等による公開を進める。
- 自然史コレクションの整理を進め、目録と資料を公開し活用を図る。

3-1-② 科学教育の充実

- サイエンスエキスパート講座や自然系ジュニア学芸員講座では、基礎から応用まで連続した講座を開講することにより、将来につながる科学指向を誘導する。
- 移動科学館・移動天文教室の実施及びプラネタリウムの学習利用を通じて、子どもに多様な学習機会を提供し、科学への興味・関心を育てることができるよう学校の科学教育を補完する。
- 自然学校や体験推進事業、環境体験事業等における効果的・魅力的な学習の実現など姫路科学館の利用促進を図る。

3-1-③ 図書館サービスの充実

- 「姫路市子ども読書活動推進計画」に基づき、0歳から18歳の子どもの発達段階に応じた読書力と情報活用能力を育てるための環境整備を行う。
- 資料の充実や人材の育成、保護者への啓発やSNSを活用した広報活動、ボランティアや関係施設との連携を推進する。
- 図書館と学校が連携し、学校への出張おはなし会や児童生徒の図書館見学、団体貸出、学校図書館支援のための講師の派遣を実施し、電子書籍貸出サービスの効果的な活用を図る。

3-1-④ 市民教養講座の充実

- 様々な時代の人々の生き方や、文化、伝統、時代背景などを学ぶことにより、これからの生き方を考え、学ぶ楽しさと潤いのある生活を得るための歴史講座を開催する。
- 政治、社会、文化など様々な視点から現代を学ぶことにより現代社会に対する関心を深めるための現代社会講座を開催する。

3-1-⑤ 放送大学サテライトスペースの利用促進

- 市民の生涯学習意欲に応え、教育力向上に寄与するため、イーグレひめじ地下2階に設置されているサテライトスペースの運営に対し、継続的に支援を行う。

3-1-⑥ 青少年センターの活用

- 青少年が自主的に多様な活動に取り組むとともに、活動を通じて互いの交流を深めることで、協調性や社会性を涵養し、健全な成長に寄与するよう、青少年センターの管理運営及び活用に取り組む。

3-1-⑦ 野外活動の振興と施設の活用

- 野外活動センター及び青少年キャンプ場について、老朽化した建物・設備等を計画的に更新し、ライフサイクルコストの低減や施設の長寿命化を行う。

3-1-⑧ 青少年団体の育成と活動支援

- 青少年教育の振興に資する活動の支援として補助金を交付するとともに、少年団体における指導者に対して、必要な知識などを修得するための研修会を開催する。

●施策3-2●地域に伝わる歴史文化遺産等の保存と活用

〈施策の目的〉

世界文化遺産姫路城をはじめとする多彩な文化財の保存と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化や歴史的文書の継承・活用により、姫路の歴史と文化を守り育てる。

〈指標〉

事業	連番	指標項目	令和5年度 実績値	令和11年度 目標値
③	A	匠の技事業の参加者数（人）	277	250
④	B	城郭研究室における市民セミナーに参加し、姫路の歴史や文化に対して興味・関心が高まったと答える参加者の割合（%）	86.0	89.0
⑤	C	文化財施設（三木家・古井家・佐野邸）の入観者数（人）	5,205	6,900
⑦	D	埋蔵文化財センター総利用者数（人）	10,402	12,000

3-2-① 姫路城跡整備基本構想の推進

- 特別史跡のあるべき方向性を示した「特別史跡姫路城跡整備基本構想」、その具体を示した「姫路城保存活用計画」に基づき、世界遺産姫路城の保存と活用に取り組む。
- 保存活用計画に基づき、国・県とも連携して現状変更等に係る調整と協議を進め、現状変更等許可申請に対する指導助言を行う。
- 保存活用計画に基づき、観光など関係課と連携しながら、姫路城跡の管理や活用についての指導助言を行うとともに、適切な施設整備検討について調整と協議を進める。
- 世界遺産バッファゾーンの景観保全について、関係課との連携に努める。

3-2-② 姫路城跡石垣の保存整備

- 特別史跡姫路城跡の石垣保存整備は長期的視野に立った適切な保存修理と整備が必要なため、姫路城石垣修理計画に基づき、石垣整備研究会の意見を聞きながら、着実に保存整備を行う。

3-2-③ 石積み・漆喰塗りなど匠の技の継承

- 姫路城の修復・保存等を行うために、石積みや漆喰塗りなど不可欠な伝統技術である「匠の技」の保存と継承の取組を推進・支援する。

3-2-④ 城郭に関する専門的な調査研究と情報発信

- 主に姫路藩主であった酒井家資料と姫路城修理工事で抽出された建築部材を調査し、姫路藩の政治史や文化、姫路城の建築史的特徴について研究を深める。
- 研究成果は『城郭研究室年報』で公表し、市民対象の講座「城郭市民セミナー」で報告を行う。

3-2-⑤ 文化財の調査と保存・活用

- 市が所有管理する文化財の環境を良好に保ち、地元住民や来訪者の文化財に対する理解や関心を深め、次世代への保存継承を推進する。
- 市内に伝わる歴史文化遺産の中から、特に重要で保存措置が必要と判断されるものは、姫路市指定文化財に指定し、その保護と継承に努める。
- 市指定文化財については、全国的な価値付けなどを勘案し、国・県指定のものについては、関係機関と検討協議する。
- 地域に伝わる歴史文化遺産については、機会を捉えて調査し、記録整備を進め、地域の保存活動に対して指導助言を行う。
- 築後50年以上経過し、地域の景観に寄与している古民家などの建造物については、指定文化財制度よりも緩やかな保存活用が認められる国の登録文化財制度による登録を進め、所有者による保存継承と活用を促進する。
- 地域に伝わる無形民俗文化財や史跡などの郷土文化財の保存団体が行う文化財保存活動事業を支援し、事業の継続と活性化を促す。

3-2-⑥ 埋蔵文化財の発掘調査

- 国の補助金（国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金）を活用し、分布調査や試掘・確認調査等を行ったり、市内の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の内容や規模を確認したりする。

3-2-⑦ 埋蔵文化財センターの充実

- 埋蔵文化財や遺跡への関心を育て理解を深めるため、出土品等の整理や調査研究を進めたり、企画展示、史跡見学会や講演会等を行ったりする。
- 学校教育との連携では、出土遺物等を活用した体験学習用教材を作製し、出前授業を行う。

3-2-⑧ 文化財に関する情報発信

- 市内に伝わる様々な文化財の情報を広く内外に発信し、市民の文化財保護と継承への意識を高めたり、地域文化財の掘り起こしと文化観光への情報提供を行ったりする。
- 街道や陣屋跡など様々なテーマで歴史文化遺産を紹介する冊子「文化財見学シリーズ」、「文化財散策ルートマップ」を紙媒体と電子媒体で発信するとともに、姫路市内の指定文化財一覧（姫路市・兵庫県・国指定）をHPなど電子媒体を通じて広く情報発信する。
- 「姫路城公式ガイドブック」「城下古道界限」等の文化財について詳細な内容を記した刊行物を作成し、有償販売を通じて広く情報提供を図る。

3-2-⑨ 文化財散策ルートの整備と活用

- 地域の歴史文化遺産を歩いて見学する際の目安とするため、地区別やテーマ別に「文化財散策ルートマップ」を制作して一般に配布するとともに、現地に地区別の文化財案内板を設置する。
- 地域に伝わる文化財や史跡等の歴史文化遺産を顕彰するとともに、文化財の価値を解説した文化財説明板を設置する。

3-2-⑩ 歴史的・自然的地域資源の保存と活用

- 歴史文化遺産及び日本遺産など広域にわたる文化遺産についても顕彰する。
- 地域の人々への理解と保存継承への意識の啓発のため、歴史的・自然的地域資源の保全と活用を行う。
- 地元自治会などが設置する文化財顕彰サインに対して、その設置費用の一部を助成する。
- 指定文化財（建造物）等を活用し、歴史に触れる講座等を開催する。

3-2-⑪ 古文書類の保存と活用

- 調査・研究の基礎となる古文書など歴史的文書を収集・保存したり、市民に向けて、「姫路城アーカイブ」サイトで公開するため、高画質画像データにデジタル化したりする。
- 市史編さんのために収集・整理した家文書等の史資料を詳細調査し、データベース化を進めることで、歴史的文書（古文書類等）を活用しやすい形で保存整理する。